

ニューヨーク市及び米国への桜の寄贈について

建設局公園緑地部計画課緑化推進担当

統括課長代理 野口 昌一

I. はじめに

ニューヨーク市は、東京都にとって最初の姉妹友好都市であり、これまで芸術や文化をはじめ幅広い交流を繰り広げ、友好を重ねてきた。2025年はニューヨーク市との姉妹都市提携が65周年を迎えることから、これを記念し、友好の証として同市に東京都にゆかりのある桜を寄贈することとなった。

また、日本政府は2026年に米国が建国250周年を迎えることから、米国の一層の発展を祈念し、ワシントンD.C. のポトマック河畔に桜を寄贈することとなった。ポトマック河畔の桜は、かつて東京市が1912年に日米友好の証として寄贈したことが由来となり、現在は桜の名所として米国民に認知され、愛着を持たれているものであり、日本政府の寄贈にあわせて、都としても協力することとし、東京都にゆかりのある桜を寄贈した。

本稿では、ニューヨーク市及び米国への桜の寄贈についての取組等を記録し、報告するものである。

II. 桜の寄贈方法と種類の選定

今回の寄贈にあたり桜の送付方法として、①苗木の送付、②穂木の送付、③台木用の種子と穂木の送付、④種子の送付、など様々な方法を検討した。直近の事例では 2013 年にニューヨーク市へ日本三大桜のひとつ「三春滝桜」の種子を寄贈し、アメリカ農務省の検疫センターで2年間の隔離栽培の後、ニューヨーク市の苗圃へ仮移植のうえ、現地に植樹された実績がある。

米国は、一般的な制限としてカナダ・オランダ以外の国からの桜の苗木の輸入を原則禁止している。特別な許可を得て苗木の輸入が許可された場合でも、土が付着している状態での輸入はできない。なお、一般的に許容されている木本植物の種子の輸入は、カナダを除くすべての国からのサクラの特定の種類に限定されている。

このため、米国の輸入検疫について、米国農務省国際動植物検疫課（USDA APHIS）の植栽用植物マニュアル（Plants For Planting Manual）や、そこからリンクしている「植栽のための植物のリスト」（ACIR Plants for Planting tile）のページ等で、農産物輸入要件について動植物衛生検査サービスを利用して具体的な樹種や輸入条件等の確認を行った（USDA ACIR document の Commodity Import Requirements）。また、「三春滝桜」の種子寄贈に当時大きく寄与していた米国農務省海外農務局国際動植物検疫課在日米国・大使館へも問合せを行い助言等頂いた。

これらの確認の結果、輸入許可されている桜の種子に「*Prunus yedoensis*」（ソメイヨ

シノ) 系の種子が該当していることが分かった。

また、東京にゆかりのある桜としては、都立公園との関係性を重視し、都立神代植物公園で発見され、1991年に新品種登録されたジンダイアケボノを選定することとした。ジンダイアケボノは、様々な点でソメイヨシノに類似しており、ソメイヨシノが罹患するてんぐ巣病にも強く、輸入許可されている桜の種類のひとつであることから、寄贈する桜としても相応しいと考えた。さらに寄贈方法は検疫上も問題のない種子を送付することで調整を進めることとなった。

なお、ジンダイアケボノ(和名)の学名は「『*Prunus*×*yedoensis* Matsum. cv. Jindaiakebono Hayashi et Nishida cv. nov.』というソメイヨシノ系の品種であり、ソメイヨシノと同じ親木であるオオシマザクラとエドヒガンの交配種で、開花はソメイヨシノとほぼ同じ3月下旬から4月上旬。咲き始めはソメイヨシノよりやや早い、開花期はほぼ重なり、花は一ヶ所にかたまって咲き、開花時にはほとんど若葉は出ていない。散形花序をなす花は三〜五個(四〜五個が最も多い)で、花色は淡紅色でソメイヨシノに類似しているが、ソメイヨシノよりはやや小形で、中輪、一重咲き。花卉の先の方が紅色が濃く、全般の淡紅色はソメイヨシノよりやや濃く、花色が長く色あせず保つ特性がある。」¹⁾



写真1 ジンダイアケボノ

提供:(公財)日本花の会

なお、公益財団法人日本花の会では、ソメイヨシノに代わる桜として2005年から積極的に配布中で、現在までに約8万5千本が全国に配布・販売されており、今ではソメイヨシノの配布はしていない。

一方、米国(ワシントンD.C.ポトマック河畔)へ寄贈する桜については、令和6年4月10日に当時の岸田総理大臣が訪米した際に、日米友好の象徴となっているポトマック河畔の桜について、近く米国が迎える建国250周年を記念し、250本の桜を新たに寄贈することを決めた旨発表した。同月12日には、小池知事が定例記者会見で、都としてもこの桜寄贈に協力していくことを発表した。以降、実務者レベルで外務省と具体的な寄贈内容について調整していくこととなった。同年6月6日、全米さくらの女王の表敬訪問を受けた岸田総理大臣は、ワシントン、ニューヨークで、わが国の桜が一層楽しめるように東京都とも連携をしながら取組を進め、日米のきずなをより強くしていきたい旨発言した。

寄贈内容の調整においては、現地で多くを占める品種で、かつ、開花期が同時期となるよう、現地施設を管理している米国国立公園局から国を通じてソメイヨシノの苗木を希望されたが、ソメイヨシノにごく近い品種で開花期も大きく異ならないことや、病害虫にも強く東京に大変ゆかりのある桜であること等から、ジンダイアケボノの寄贈を米国側へ打

診した。また、併せて寄贈方法についても、日本国内で調達した苗木を送付する方法と、米国内で種子から育成した苗木を寄贈する方法とを提示した。

その後、米国国立公園局から、植栽する桜はソメイヨシノ単一種ではなく多様な種類の桜とすることが望ましい、との見解が示され、ジンダイアケボノを寄贈品種とすることとなった。

その他内容の詳細としては、日本政府が寄贈する 250 本に加えて、都から 10 本を寄贈することとしたほか、その寄贈方法は日米政府間での調整により日本政府が寄贈するソメイヨシノと同様に苗木を寄贈することになった。

Ⅲ. 寄贈種子の採取と保存

寄贈する桜が、東京にゆかりがあり、都立公園との関係性を重視し、都立神代植物公園で発見され、新品種登録されたジンダイアケボノと選定されたことから、指定管理者である公益財団法人東京都公園協会の協力により、神代植物公園内に残る原木（写真 2）と、園内で成長した若木の各々から落果した種子を採取した。

なお、種子の採取方法から保存、管理方法に至るまで、すべて（公財）日本花の会結城農場の技術協力により実施した。

種子の採取方法は、採取する樹木の下にネット等を敷き詰め（写真 3）、果肉が黒色になるまで完全に成熟した後自然落果した種子を拾い集めるというものであった。未熟果実では播種後の発芽率が悪いため、完熟するまで待つ必要があり、枝に着果した状態の種子の採取は行っていない。採取した種子は、翌年の早春（霜が少なくなった 3 月上旬）が播種の適期であることから、それまで保存しておく必要がある。このため、発芽の阻害・腐食の原因となる果肉はすべて水で洗い落とし（写真 4）、その後乾燥させる必要がある。その際に消毒等の処置は一切していない。

なお、保存方法は、乾燥させた種子を砂と混ぜて、土の中に埋めておくことが理想的であるが、ビニール袋に入れ冷蔵庫で保管しても問題ないとのことから、輸出直前まで冷蔵



写真 2 ジンダイアケボノ（原木）



写真 3 採取状況

庫にて保管することとした。

冷蔵庫での保管にあたっては、保存温度を5℃以下に保つことが理想であるとのことであったが、都立公園内に専用の冷蔵設備がないことから、公益財団法人東京都農林水産振興財団農林総合研究センター園芸技術科の協力により、同センター内の専用冷蔵庫で採取した種子を保管してもらえることとなった（写真5、6）（なお、種子を預かってもらった農林総合研究センターの冷蔵庫は老朽化のため撤去予定とのことであった）。

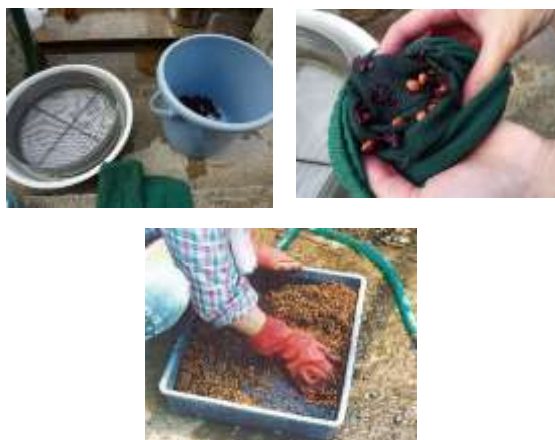


写真4 果肉落とし状況



写真5 冷蔵庫（外観）



写真6 冷蔵保存状況

IV. ニューヨーク市及び米国への寄贈に向けて

1. ニューヨーク市との調整内容

ニューヨーク市との調整は、まず都の政策企画局外務部事業課より、東京都からニューヨーク市へ桜を寄贈したいという主旨の連絡から始まった。その後、ニューヨーク市庁内での所管部署調整を経て、市からの要請を受け2024年6月27日に第1回目のオンライン会議を実施した。この会議では、寄贈の目的や寄贈する桜の品種、寄贈内容（資料では種子で50粒。オンライン会議中に100粒に変更）、送付時期について打合せを行い、双方とも基本合意に達した。このほかにも、寄贈した種子をニューヨーク市の施設で苗木に育成すること、また、ニューヨーク市が植栽場所を特定することについても合意した。

その後、2024年10月3日に第2回目のオンライン会議を実施した。当初ニューヨーク市は、自前で種を育成し苗木にする予定であったが、育成のノウハウや育成場所の問題等から、栽培・育成を外部へ委託することとし、第2回目のオンライン会議までの間に受託

検査から許可取得までの日数、検査内容等について事前確認を行った。

なお、今回の輸入にあたっての IP は、2024 年 11 月 5 日付で許可が発行されたが、都に届いたのは 2024 年の 12 月であった。さらに、第 1 回目のオンライン会議の際、寄贈数量が 50 粒から 100 粒に変更されていたが、送付されてきた輸入許可証は、1 パッケージあたり単一種類で 50 粒以下、または 1 パッケージ当たり最大重量 10 g 以下の少量の輸入品に出される特別な許可証であった。送付されたこの許可証の内容について、横浜植物防疫所、及び米国農務省海外農務局国際動植物検疫課在日米国・大使館にも協力を頂き許可内容の確認を取ったが、送付された IP では 100 粒の輸入ができないことを確認した。

そこで、100 粒の種子が入力できる許可証の取得をニューヨーク市側へ依頼したが、種子を送付するリミットまでに残された時間がなくなって来ていたことや、当初の 50 粒で発芽等が見込めないときはさらに 50 粒の追加許可を取得することを条件に、当初取得した少量の許可証に基づき 50 粒を先行して送付することで決着した。

このこともあってか、G/Y は 2025 年の 2 月になってから日本側に送付された。ただし、この IP は、農林水産省横浜植物防疫所により通常実施が必要となる輸出検査や検疫証明書の発行が不要となる許可証であったため、輸出手続きが多少なりとも軽減され、輸出に向けた準備の時間短縮には有効であったと思われる。

なお、今回の輸出にあたり植物防疫証明書が不要であることについては、横浜植物防疫所からの勧めもあり、米国農務省（USDA）の問合せフォームに直接何度かメールで問合せも行い、植物防疫証明書が不要であることの確証も得た。

3. ニューヨーク市への輸出に向けて

いよいよ輸出に向けての具体的な準備に取りかかることになった。フライトスケジュール、通関手続き日、荷物の集荷日を決定し、同時に種子採取の 6 月以降、5℃以下で冷蔵保存しておいた種子を、輸出条件である透明なパッケージに入れ（写真 9）、輸入許可書（IP）、荷送状（INVOICE & PACKING LIST）（写真 10）、航空運送状（Air Way bill）（写真 11）を内装し、外装部に G/Y の原本を、破れたり剥がれないよう透明なテープで完全に覆うように貼り付けた。



写真 9 ニューヨーク市へ発送
した種子（50 粒）

写真 10 荷送状
(INVOICE & PACKING LIST)

写真 11 航空運送状
(Air Way bill)

なお、荷送状（INVOICE & PACKING LIST）と航空運送状（Air Way bill）各々の写しは、国内の通関手続き後、輸送会社にて外装部に貼り付けをしてもらった。（写真 12）

なお、通関関係の書類の準備、荷物の集荷、並びに日本国内での通関手続きについては、国内の輸送会社に依頼をした（費用は前渡金で対応）。

今回輸入許可されている種子とは

いえ、米国輸入時に米国側の検疫を受ける必要があるため、荷物は G/Y に記載の米国内指定の検査場（USDA の植物検査ステーション PIS）へ移動する前に、承認された税関・国境警備局（CBP）の通関手続き地を経由する必要があった。

今回の場合、承認税関（CBP）と、検査ステーション（PIS）が両方ともアトランタ（ジョージア州）に指定されていたため、そちらに荷物を送付した。通関後は荷受人（ニューヨーク市の受注業者が依頼した輸入ブローカー）が PIS で荷物を引き取る段取りとなっており、引き取り後は、ニューヨーク市の受注業者の苗畑（オレゴン州内に立地）へ輸送された。

なお、都の費用負担はアトランタへ送付するまでであり、それ以降に必要な一切の費用はニューヨーク市側の負担という整理であった。



写真 12 ニューヨーク市へ発送した荷物の荷姿

4. 米国（ワシントンD.C.）への輸出に向けて

ワシントン D.C. への輸出準備にあたっては、苗木の確保、梱包作業、現場検疫への対応については、（公財）日本花の会結城農場の全面的な協を得て実施した。現場検疫は、農林水産省横浜植物防疫所東京支所、農林水産省植物防疫課、米国農務省海外農務局国際動植物検疫課在日米国・大使館の各担当者が実際に（公財）日本花の会結城農場の現地に赴き実施した。（写真 13）



写真 13 現場検疫状況

また、発送する荷物に内装する書類や外装の準備、集荷、国内の通関手続きについては、ニューヨーク市へ発送した時と同様に国内の輸送会社へ依頼した。なお、ワシントンへ発送した苗木は、空港到着後すぐに米国農務省植物防疫課（USDA APHIS）が直接、メリーランド州の隔離検疫施設へ輸送し、令和 7 年 3 月現在 2 年間の隔離検疫栽培に入っている。

V. おわりに

今回、ニューヨーク市へ送付した種子が現地の苗圃で播種されてから苗木に育ち、ニューヨーク市内の公園等に植栽されるまでには、数年単位以上の時間が必要である。また、ワシントン D.C. へ送付した苗木は、2 年間の隔離検疫栽培後通関検査を受け、問題がないことが確認されてはじめて、2024 年 5 月から始まっているポトマック河畔の堤防工事等に合わせ植栽される予定である。

寄贈した種子や苗木が実を結び花を咲かせるまでには、現地での本格的な育成はこれからであり、いずれも数年の時間を要することから、今回種子や苗木が発送できたのは最初の一步にすぎない。しかし、これをきっかけにジンダイアケボノが、ニューヨーク市民、ひいては米国国民に末永く愛され、ニューヨーク市や米国と東京都の友好関係が一層深まることを願ってやまない。

最後に、今回の寄贈が多くの関係者の皆様のご支援やご尽力により実現できたことに、この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げたい。



写真 14 種子を採取したジンダアケボノ
(都立神代植物公園)

参考（引用）文献

- 1) 日本花の会（1992）：花の友